

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例

山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例（以下「県条例」）の施行に伴い、市条例の一部改正を行いました。

自然環境、景観、市民の安全・安心な生活環境との調和を図り、魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

許可制

発電出力または太陽電池の合計出力が**10kW以上の太陽光発電設備**を設置する場合、**許可が必要**になります。

特定区域

以下の区域（設置規制区域含む）に該当する場合、**標識の設置前に協議**が必要です。

国立公園、国定公園、県立自然公園、保安林、自然環境保全地区、自然記念物、農地及び採草放牧地、鳥獣保護区特別保護地区、生息地等保護区

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、国有林、地域森林計画対象民有林（通称5条森林）

県条例の「**設置規制区域**」に該当 ⇒ **県条例の許可**を受ける必要があります。

※市の許可は不要となりますが、市条例の規定事項（許可基準等）を満たす必要があります。

周知

許可申請前に**事業計画の周知**が必要です。

○標識の設置（1m×1m以上）

・事業者名・連絡先、設置場所・面積、合計出力、実施予定期間などを記載

○地域住民等への説明

・事業区域が所在する行政区の**行政区長**

・事業区域から**100m以内の範囲の方**（居住者、土地・建物所有者）

※事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努める責務があります。

※説明の方法等については、地域住民等の意見を踏まえ、誠実に取り組んでください。

許可基準

①	自然環境との調和からの基準
②	景観との調和の観点からの基準
③	生活環境との調和の観点からの基準
④	事業の実施が確実であること（FIT法の認定の取得、電力需給契約の締結など）
⑤	事業に必要な他法令の許認可や確認を取得していること
⑥	太陽光モジュールの高さ：地盤面から 2m以下 （営農型は除く）
⑦	隣地境界までの距離： 太陽光モジュールの最高の高さ以上 を確保（最低1m以上確保）
⑧	標識の設置
⑨	パワーコンディショナー騒音等軽減措置

許可後の対応

○許可標識の設置（横35cm×縦25cm以上）

○県条例に基づく県への**施設設置届出書の提出**

○発電設備設置完了後⇒**完了届**の提出・**検査**の実施

※適合の通知を受けてから発電を開始しなければなりません。違反した場合は許可が取り消されます。

※県条例の許可を受ける場合においても、市条例に規定する完了検査を実施します。

罰則等

維持管理不完全や基準に適合していないときなどは、**国への情報提供、氏名等の公表、許可の取消し、5万円以下の罰金**などが科されます。